○総務省告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十五日

総務大臣　片山　善博

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
庄野　眞代	参議院議員	庄野真代とあしたを奏で隊	東京都渋谷区円山町五―四	庄野　眞代	二二、一二、二二

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
家西　悟	参議院議員	家西悟後援会	埼玉県さいたま市大宮区東町二―六四―三	家西　悟	二三、一、一二
板倉　一幸	参議院議員	いたくら一幸後援会	東京都港区高輪四―三―五	板倉　一幸	二二、一二、二七
岡野　俊昭	参議院議員	清和会	千葉県銚子市野尻町一六〇―二	岡野　俊昭	二三、一、一二
亀井　郁夫	参議院議員	亀井郁夫後援会	東京都千代田区永田町二―一―一	亀井　郁夫	二二、七、三〇
原田　令嗣	衆議院議員	大けやきの会	東京都千代田区永田町二―一七―一〇	原田　令嗣	二二、一二、一七
渕上　貞雄	参議院議員	渕上貞雄後援会	東京都港区高輪四―三―五	渕上　貞雄	二二、一二、二七

○外務省告示第百一号

平成二十二年十二月十七日、国際連合安全保障理事会において、リベリア情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を今後十二箇月間延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十三年三月二十五日

外務大臣　松本　剛明

（訳文）

二千十年十二月十七日に国際連合安全保障理事会がその第六千四百五十四回会合において採択した決議第千九百六十一号（二千十年）

安全保障理事会は、

リベリア及び西アフリカにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

二千六年一月以降、リベリア政府が、国際社会の支援を得て、全てのリベリア国民の利益のためのリベリアの再建において達成してきた持続的な進展を歓迎し、

リベリアを原産地とする丸太及び木材製品に関する決議第千五百二十一号（二千三年）10に規定する措置を更新しないとの決定を想起し、リベリアの木材部門における進展は、二千六年十月五日に署名され法律となった国家森林改革法、並びに歳入の透明性（リベリア採取産業透明性イニシアティブ令）並びに土地及び保有権の解決（森林地に関するコミュニティ権利法及び土地委員会令）に関連するその他の新たな法令の効果的な実施及び執行に関して継続しなければならないことを強調し、

ダイヤモンドに関する決議第千五百二十一号（二千三年）6に規定する措置を終了する決定を想起し、リベリア政府によるキンバリー・プロセスへの参加並びに同プロセスにおける地域的及び国際的な主導的役割を歓迎し、キンバリー・プロセス証明制度の実効性を確保するために、リベリア政府が一層の関与及び努力をするよう奨励し、

リベリア全域で治安を改善し、政府が同国全域、特にダイヤモンド、木材及びその他の天然資源を生産する地域並びに国境地帯において権限を確立することを支援する上で、国際連合リベリア・ミッション（UNMIL）が引き続き重要であることを強調し、

ダイヤモンド、木材、対象を特定した制裁、並びに武器及び治安の問題を含む、決議第千九百三号（二千九年）9(f)の規定に基づく国際連合リベリア専門家パネルの最終報告に留意し、

決議第千五百二十一号（二千三年）2及び4の規定並びに第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課せられた措置、並びに第千五百二十一号（二千三年）5に規定された条件を満たすことに向けた進展を見直し、リベリア政府による武器の標示に係るUNMILとの協力に留意し、かかる目的に向け十分な進展がなされなかったと結論付け、

リベリア政府による決議第千五百二十一号（二千三年）の条件を満たすための努力を支援する決意を強調し、国際連合平和構築委員会の関与を歓迎し、支援国を含む全ての利害関係者に対し、リベリア政府がかかる努力をすることを支援するよう奨励し、

国際連合平和維持活動と安全保障理事会制裁委員会の専門家パネルの間の協力と情報共有に関する、平和維持活動局の指針の実施を確認し、

リベリアにおいて著しい進展があったにもかかわらず、同国における情勢がこの地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定により課された渡航上の措置をこの決議の採択の日から十二か月間延長することを決定する。

2　決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置が引き続き効力を有することを想起し、第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される金融上の措置の実施に関する進展の欠如に深刻な懸念をもって留意し、リベリア政府に対しその義務を果たすために全ての必要な努力を継続することを要求する。

3　決議第千五百二十一号（二千三年）2の規定により従前に課され、第千六百八十三号（二千八年）1及び2の規定、第千七百三十一号（二千六年）1(b)の規定、並びに第千九百三号（二千九年）3、4、5及び6の規定により修正された武器に関する措置をこの決議の採択の日から十二か月間延長することを決定する。

4　決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置を少なくとも一年に一度再検討する意図を再確認し、委員会に対し、リベリア政府及びリストへの掲載を求める関係国と調整し及び専門家パネルの支援を受けつつ、必要に応じて、渡航禁止及び資産凍結リストへの掲載についての公に入手可能な理由、並びに委員会の指針を更新することを指示する。

5　リベリア政府が、同理事会に対し、決議第千五百二十一号（二千三年）に定める措置を終了させるための条件が満たされたことを報告し、その評価を正当化する情報を同理事会に提供した場合には、リベリア政府の要請により上記の措置を再検討することを決定する。

6　以下の業務を遂行するため、二千十一年十二月十六日までの更なる期間、決議第千九百三号（二千九年）9の規定に従い任命された専門家パネルの任務を延長する。

(a)　決議第千九百三号（二千九年）により改められた武器に関する措置の実施及び違反（第千五百二十一号（二千三年）4(a)及び第千五百三十二号（二千四年）1に規定する委員会による個人の指定に関連する情報を含み、また、天然資源のような、武器の不法な取引のための様々な資金源を含む）を調査し、それらについての中間報告及び最終報告を作成するために、リベリア及び近隣諸国への二回の事後評価ミッションを実施すること。

(b)　特にチャールズ・テイラー元大統領の資産に関することを含め、決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される措置の影響及び有効性を評価すること。

(c)　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定及び第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置の実施を促進するために、リベリア及び地域の諸国の能力が強化され得る分野を特定し、それらに関する勧告を行うこと。

(d)　リベリアの発展しつつある法的枠組みの文脈において、森林及びその他の天然資源が、不安定ではなく、平和、安全及び開発に貢献している程度、及び関連する法令（国家森林改革法、土地委員会令、森林地に関するコミュニティ権利法、及びリベリア採取産業透明性イニシアティブ令）及びその他の改革の努力がこの移行に貢献している程度を評価すること、並びに、適切な場合は、持続的な平和及び安定に向けたリベリアの進展に対する、そのような天然資源の貢献を一層大きくする方法について、勧告を行うこと。

(e)　リベリア政府のキンバリー・プロセス証明制度の遵守について評価し、遵守について評価するに当たり、キンバリー・プロセスと調整すること。